

「法的解決」と「道徳的解決」の違いに関する考察

～ 法科大学院生による法教育授業の実践を通じて ～

國學院大學法科大学院教授・弁護士
一般社団法人リーガルパーク代表理事
今井 秀智

■ リーガルパーク活動の概要 (2010年11月設立)

- 1 学校・弁護士会の法教育取組みの実態調査
平成23年3月 学校アンケート (都内の小・中学校)
平成22年12月 弁護士会アンケート (全国単位弁護士会)
- 2 法教育授業の実施
平成23年度 小(一回)・中(3回)・高(一回) 模擬裁判(2回)
平成24年度 小(24回)・中(5回)・高(2回) 模擬裁判(2回)
平成25年度 小(一回)・中(4回)・高(3回) 模擬裁判(4回)
- 3 各種シンポジウム・研究会等への参加
- 4 勉強会の開催(毎月1回) 法教育のあり方・実施方法, 教材開発等について
- 5 法科大学院生による法教育授業の指導・サポート(年16回)
- 6 海外視察(2013.1 韓国ソウル大学法科大学院 / ソロモン・ローパーク)

■■ 教員関係者と法律家の考え方の違い

→ 想起する「法教育」の意義・内容の微妙な齟齬

- 1 「紛争」の意味の捉え方(イメージ)
教員関係者 … 「集団」と「個」の紛争
法律家 … 「個」と「個」の衝突
- 2 「法教育は妥協を教えることだ。」という誤解
新学習指導要領 「対立と合意, 効率と公平」(中学校)
「幸福, 正義, 公正」(高等学校)
- 3 「法」と「道徳・倫理」の区別
法律家は, 「法的には, ちょっと違うんだよね・・・。」というようなことをよく口にする。
- 4 教育目標の違い
「法的リテラシー」(法教育), 「シチズンシップ」(市民教育), 「人権感覚」(人権教育)との関連や関係性

■■ 「法」と「道徳」の区別と関連

- 1 「法教育」と「道徳教育」の違い
発見的学習 …… 正解を見つけ出す(教科の学習)
↓
創造的学習 …… 答えを創設する(道徳・法の学習)

2 (道徳的判断)

- ・絶対主義的
- ・実体的正義
- ・道徳の押しつけはよくない。

(法的判断)

- ・相対主義的
- ・手続的正義
- ・法は強制することもできる。

道徳的解決

皆で「普遍的な価値」を見出し、そこから解決する。

(絶対主義的・実体的)



法的解決

さまざまな価値から、どれを選ぶのがもっとも妥当かという「判断基準」を定立して解決する。

(相対主義的・手続的)



■ ■ ■ 法科大学院生が法教育を担う意義

1 法科大学院生が法教育の担い手となる社会的意味について

- (1) 法教育を担う人材不足の解消
- (2) 「法律」と「教育」の分野を実質的に結ぶ
- (3) 年齢差が少なく、受入側（児童・生徒）の抵抗感が少ない
- (4) 法曹への興味を持たせることができる（副次的）

2 法科大学院生に対する教育的意義について

- (1) 法を教え導くという法律実務家に不可欠な能力の養成
- (2) 座学で学んだ法について、その価値を体現的に理解する契機
→「本当に分かっているなければ教えられない」の実践

3 法教育授業を「実務基礎科目群」に取り込む論理的・実際的可能性について

- (1) 臨床法学教育（リーガルクリニック）同様の高い教育的効果
→ アメリカのストリートロー
- (2) 法教育研究会報告書（法務省の2004年）に示唆
将来的には、法教育を法科大学院のクリニックの一つとして位置付けることも視野に入れて検討し得るところである」指摘
- (3) 東京大学法科大学院の学生有志による「出張教室」（大村敦志教授が顧問）
- (4) 中央大学法科大学院などにおいて、法教育関連サークル（CLS）

4 國學院大學法科大学院 平成26年度より正課科目として実現

「リーガルクリニック（法教育）」 2年次・2単位 （※別紙資料参照）



■ ■ ■ まとめ

法教育授業のシミュレーション（法的なものの考え方について）